難民2世 長男は日本生まれ

国と国のはざまで（中）

在留資格なき無国籍者

税払っても保険なし

女性看護師が愛想のいい笑みを浮かべて口にした言葉に、茨城県内のベトナム国籍の女性(43)は耳を疑った。「保険証はありますか。入院してもらうので、ないなら先に20万円払ってください」。当時2歳の長男を抱き、総合病院に駆け込んだ7年前。「払うから治して」と言うしかなかった。

夫(56)はベトナム難民2世としてタイに生まれた無国籍者。出稼ぎして貧しい家族の助けになろうと91年、偽造パスポートで来日した。妻との出会いの場は、同じ客として訪れたスーパー。在日ベトナム大使館に出生届を出し、長男(9)は同国籍を得た。

3人はいずれも在留資格を持たない。出入国管理法で本来は働けないが、夫は10年前から鉄骨会社にアルバイトとして雇われ、一人で家計を担う。「違法だが、生きるためには仕方ない」。月収は20万円ほど。3人は会社が所有するコンテナ二つの間に屋根代わりのビニールシートと壁代わりの板を張った「家」に住む。トイレとシャワー室は屋外だ。

＊

一家は長男誕生の際、健康保険から支払われる出産一時金をもらえず、約40万円の費用全額を負担した。夫が働くのは違法なので被用者保険に加入させてもらえず、国民健康保険法で1年以上の在留資格がないと国保にも加入できないからだ。

夫は「生まれたのがうれしく、金のことは考えないようにした」と苦笑する。

妻と長男が本国に強制退去させられ、無国籍で受け入れ先がない夫と離れ離れになる恐れもあった。知人の勧めで3人は08年に東京入国管理局に出頭し、外国人登録もした。在留特別許可（在特）を願い出て、3人とも仮放免中だ。

夫には以前から釈然としない思いがある。日本で働くようになってから所得税を、外国人登録してからは住民税も払い続けているのだ。「税金を払うなら在留資格も欲しい」

法務省は「省庁ごとにサービスを与えるか判断してほしい」と言う。だが厚生労働省は「法務省が資格を与えれば保険に入れる」と主張。国税庁は「資格に関係なく税金は払ってもらう」。ある入管職員は「1省庁で対応するのは限界がある問題だ」と漏らす。

＊

長男が早朝に高熱を出した時、夫妻は肝を冷やした。「資格がないと救急車は運んでくれない」と思い込み、車を持つ友人に泣きついて病院へ運んでもらった。結局、入院10日で約30万円を払った。

公立小に通い、日本語しか話せない長男の教育を考えれば、一家は日本で暮らすしかない。老後への経済的不安を抱える夫妻が最も心配するのは、長男が大病にかかったり、大けがをすることだ。

「健康に育って大学まで行ってほしい」。いつ来るか分からない保険料の支払日に向け、夫妻はこつこつ金をためている。【山口知、写真も】

仲良く夕食をとる3人。親は子の健康を祈っている＝茨城県内で